

議案第 号

宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年（2023年）9月●日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第2条を削り、附則第1条の見出し及び条名を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号

宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年条例第16号)新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p data-bbox="300 398 384 427">附 則</p> <p data-bbox="245 443 384 472">(施行期日)</p> <p data-bbox="217 483 798 551"><u>第1条</u> この条例は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。</p> <p data-bbox="245 562 798 629">(新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫手当の特例)</p> <p data-bbox="217 640 798 1167"><u>第2条</u> 当分の間、職員が新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この条において同じ。)の患者を受け入れる病院又は宿泊施設その他これらに準ずる場所として市長が定める場所において、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であつて市長が定めるものに従事したときは、防疫手当を支給する。この場合において、第5条第2項及び別表(3)の項の規定は、適用しない。</p> <p data-bbox="217 1178 798 1480">2 前項に規定する作業に従事した場合における防疫手当の額は、当該作業に従事した日1日につき、3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれらに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)とする。</p> | <p data-bbox="906 398 991 427">附 則</p> <p data-bbox="823 483 1406 551">この条例は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。</p> |

宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正概要

1 改正理由

特殊勤務手当の防疫手当について、令和2年6月市議会において宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例を改正し、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する場合に、当該作業の危険性等を考慮し、国家公務員の取扱いに準じて、現行の防疫手当の特例としての防疫手当を支給していたが、本年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されたことにより国家公務員は特例としての防疫手当を廃止していることに準じて廃止する。

2 改正内容

条例において、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れる病院又は宿泊施設その他これらに準じる場所として「市長が定める」場所において、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であって「市長が定める」ものに従事したときは、防疫手当の特例としての防疫手当を支給していたが、5月8日からは位置付けが変更されたことにより、運用を変更し支給していないが、国家公務員の取り扱いに準じて該当する規定を廃止する。

3 支給対象としていた作業場所及び作業内容

(1) 作業場所

診療所、救急車内、火葬場

(2) 作業内容

患者対応、救急搬送、火葬業務

4 手当額

(1) 特例に該当する作業に従事する場合

1日3,000円

(2) 特例に該当する作業のうち、患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して行う作業又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業に従事する場合

1日4,000円

5 阪神間各市の状況

阪神間各市においても、国家公務員の取扱いに準じて5月8日以降は支給していない。

6 施行日

公布の日から施行する。